

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年11月9日
【四半期会計期間】	第48期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 康夫
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06（6260）1801（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06（6260）1040
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第2四半期連結 累計期間	第48期 第2四半期連結 累計期間	第47期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	24,723	22,755	50,824
経常利益 (百万円)	1,186	851	2,449
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	984	471	2,195
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	570	361	3,487
純資産額 (百万円)	26,613	28,959	29,503
総資産額 (百万円)	39,987	40,531	43,196
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	5.25	1.32	8.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1.35	1.17	3.88
自己資本比率 (%)	65.5	71.4	67.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	677	716	2,876
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△356	△1,591	△1,356
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,302	△1,046	△6,504
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	9,735	9,676	11,387

回次	第47期 第2四半期連結 会計期間	第48期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.67	1.69

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は、含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、当第2四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主要な関係会社における異動は概ね次のとおりであります。

①オートモーティブ事業

前連結会計年度まで連結子会社であった3D AUTO PROTECH株式会社は平成27年4月1日付に当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
3D AUTO PROTECH 株式会社	埼玉県 日高市	百万円 50	オートモーティブ 事業	100	役員の兼任あり

（注）上記は、合併前の状況です。

前連結会計年度まで持分法適用会社であった3D AUTO DESIGNSは重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間から新たに連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
3D AUTO DESIGNS	フィリピン (マニラ)	千フィリピンペソ 5,000	オートモーティブ 事業	100	—

②エンジニアリング事業

主要な関係会社における異動はありません。

③コンシューマー事業

主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、欧州においては穏やかな回復基調が持続し、米国経済においても雇用・所得環境の改善により、景気回復が続きました。一方、中国を含む新興国においては景気低迷が長期化するなど、総じて弱い動きとなりました。国内においては雇用・所得環境の改善や原油安が消費にプラスし、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。このような状況のもと、2018年3月期までの中期経営計画を掲げ①事業基盤が脆弱な子会社の収益改善の強化、②強みを活かした成長戦略により事業拡大、を重点項目として活動しております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高22,755百万円（前年同四半期比8.0%減）、営業利益961百万円（前年同四半期比23.5%減）、経常利益851百万円（前年同四半期比28.2%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益471百万円（前年同四半期比52.1%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①オートモーティブ事業

オートモーティブ事業におきましては、国内では、輸出企業は好調に推移しているものの開発投資はまだまだ模様を呈しており、その中で当第2四半期連結累計期間は灯体領域が伸長し増収増益になりました。一方、海外では、欧州は一部部門で受注が低迷し低調に推移しました。アジアではタイ国内で新車販売が低迷したものの、中国では現地企業からの受注の増加や車輦関連の好調により堅調に推移しました。これらの結果、売上高12,946百万円（前年同四半期比1.7%増）、営業利益1,072百万円（前年同四半期比1.8%増）となりました。

②エンジニアリング事業

エンジニアリング事業におきましては、ドイツでの派遣法の改正に伴い、派遣型ビジネスから請負型ビジネスへ事業構造の改革を進めておりますが、大型案件の増加や価格競争の激化等により、売上高5,677百万円（前年同四半期比23.7%減）、営業利益15百万円（前年同四半期比92.0%減）となりました。

③コンシューマー事業

コンシューマー事業におきましては、国内では、車載等の民生分野が伸長しましたが、アミューズメントメーカーの新規開発機種数の減少等により、全体では減収減益となりました。一方、海外では、欧州において試作事業が堅調に推移したものの、アジアにおいては主要顧客の開発の遅れにより低調に推移しました。これらの結果、売上高4,479百万円（前年同四半期比6.9%減）、営業利益351百万円（前年同四半期比8.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末の11,387百万円から当第2四半期累計期間に減少した資金1,711百万円を差し引いた9,676百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、現金及び現金同等物に係る換算差額により、資金が197百万円増加しております。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は716百万円（前年同期比39百万円増）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益870百万円、減価償却費735百万円、売上債権の減少額1,221百万円、その他流動負債の減少額1,528百万円、法人税等の支払額522百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,591百万円（前年同期は356百万円の支出）となりました。これは主に定期預金の払出による収入122百万円、有形固定資産の取得による支出1,744百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,046百万円（前年同期は6,302百万円の支出）となりました。これは主にファイナンス・リース債務の返済による支出81百万円、長期借入金の返済による支出48百万円、自己株式の取得による支出115百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出796百万円があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、59百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	900,000,000
B種優先株式	50,000,000
計	1,000,000,000

（注）定款において種類別の発行可能株式総数は普通株式は900,000,000株、B種優先株式は50,000,000株と定めております。但し、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については会社法上要求されていないため、発行可能株式総数は1,000,000,000株と定めております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成27年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成27年11月9日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	338,657,431	338,657,431	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数100株
B種優先株式	23,704,319	23,704,319	非上場	単元株式数100株 （注1）（注2）
計	362,361,750	362,361,750	—	—

（注）1. B種優先株式は、現物出資（債務の株式化 10,311百万円）によって発行されたものであります。

(注) 2. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式及びB種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

② 取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④及び⑤に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

⑤ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記ニに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数）} \times \text{（新たに発行する普通株式の数）} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）}} \right) + \text{1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記ニに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記ニに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- ロ、上記イに掲げた事由によるほか、下記1.又は2.のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
1. 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 2. 前1.のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- ハ、取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ニ、取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- ホ、取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- ⑥ 合理的な措置
- 上記④ないし⑤に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- ⑦ 取得請求受付場所
- 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
- ⑧ 取得請求の効力発生
- 取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。
- (7) 金銭を対価とする取得条項
- ① 金銭を対価とする取得条項
- 当社は、B種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「B種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- ② 取得と引換えに交付すべき財産
- 当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。
- (8) 普通株式を対価とする取得条項
- 当社は、B種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「B種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、B種優先株式一斉転換日における取得価額（(6)⑤に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- ① 分割又は併合
- 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て
- 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	—	362,361	—	2,000	—	11,900

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
OPI・11株式会社	東京都港区浜松町二丁目4-1	270,555	74.66
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5-5	12,915	3.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	11,588	3.20
株式会社アーク	大阪府大阪市中央区南本町二丁目2-9	4,769	1.32
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	4,096	1.13
資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-12	1,269	0.35
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	948	0.26
第一大宮株式会社	大阪府摂津市南別府町16-16	691	0.19
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1	614	0.17
安井 正治	東京都大田区	315	0.09
計	—	307,764	84.93

(注) 1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,983千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 1,269千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 948千株

2. 資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する1,269千株には、「株式給付信託」にかかる信託口の保有する株式1,014千株が含まれております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
OPI・11株式会社	東京都港区浜松町二丁目4-1	2,705,558	81.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	40,961	1.23
資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-12	12,695	0.38
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	9,486	0.28
第一大宮株式会社	大阪府摂津市南別府町16-16	6,913	0.21
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1	6,144	0.18
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5-5	6,000	0.18
安井 正治	東京都大田区	3,150	0.09
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17-6	3,083	0.09
鶴田 美津子	愛媛県伊予郡	3,000	0.09
計	—	2,796,990	83.77

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	B種優先株式 23,704,200	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,769,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 333,882,600	3,338,826	—
単元未満株式	普通株式 5,831 B種優先株式 119	—	—
発行済株式総数	362,361,750	—	—
総株主の議決権	—	3,338,826	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式600株（議決権の数6個）及び「株式給付信託」にかかる信託口が所有する当社株式1,014,800株（議決権10,148個）が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社アーク	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	4,769,000	—	4,769,000	1.32
計	—	4,769,000	—	4,769,000	1.32

（注）上記のほか、「株式給付信託」にかかる信託口が所有する当社株式1,014,800株を四半期連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,509	9,676
受取手形及び売掛金	12,848	11,973
電子記録債権	1,246	815
商品及び製品	295	283
仕掛品	735	821
原材料及び貯蔵品	837	819
繰延税金資産	478	453
その他	1,694	1,555
貸倒引当金	△242	△251
流動資産合計	29,403	26,146
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,514	6,551
減価償却累計額	△3,762	△3,858
建物及び構築物（純額）	2,751	2,692
機械装置及び運搬具	9,887	10,487
減価償却累計額	△5,806	△6,056
機械装置及び運搬具（純額）	4,080	4,431
工具、器具及び備品	3,152	3,470
減価償却累計額	△2,173	△2,315
工具、器具及び備品（純額）	978	1,154
土地	1,917	2,508
建設仮勘定	714	362
有形固定資産合計	10,442	11,150
無形固定資産		
のれん	1,101	1,049
その他	525	534
無形固定資産合計	1,627	1,584
投資その他の資産		
投資有価証券	1,170	1,137
長期貸付金	28	—
繰延税金資産	72	62
その他	477	453
貸倒引当金	△26	△2
投資その他の資産合計	1,723	1,650
固定資産合計	13,792	14,385
資産合計	43,196	40,531

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,863	3,643
短期借入金	4	—
1年内返済予定の長期借入金	106	74
リース債務	165	157
未払金	688	738
未払法人税等	575	336
未払費用	1,146	1,040
前受金	2,828	1,657
賞与引当金	711	702
その他の引当金	49	88
その他	1,617	1,133
流動負債合計	11,757	9,574
固定負債		
長期借入金	30	14
リース債務	292	211
繰延税金負債	1,288	1,465
再評価に係る繰延税金負債	13	13
退職給付に係る負債	176	188
その他の引当金	130	101
その他	2	1
固定負債合計	1,934	1,997
負債合計	13,692	11,571
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	11,908	11,655
利益剰余金	13,586	14,058
自己株式	△9	△125
株主資本合計	27,485	27,588
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	110	117
土地再評価差額金	△160	△160
為替換算調整勘定	1,517	1,411
その他の包括利益累計額合計	1,466	1,368
新株予約権	—	3
非支配株主持分	552	—
純資産合計	29,503	28,959
負債純資産合計	43,196	40,531

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	24,723	22,755
売上原価	19,706	17,620
売上総利益	5,016	5,134
販売費及び一般管理費	※1 3,760	※1 4,173
営業利益	1,255	961
営業外収益		
受取利息	16	14
持分法による投資利益	72	7
貸倒引当金戻入額	4	31
その他	74	45
営業外収益合計	167	100
営業外費用		
支払利息	76	17
為替差損	68	68
訴訟関連費用	20	44
その他	71	78
営業外費用合計	237	209
経常利益	1,186	851
特別利益		
固定資産売却益	30	49
投資有価証券売却益	76	—
特別利益合計	106	49
特別損失		
固定資産除売却損	23	17
減損損失	—	12
その他	4	—
特別損失合計	28	30
税金等調整前四半期純利益	1,264	870
法人税、住民税及び事業税	281	213
法人税等調整額	△18	198
法人税等合計	263	412
四半期純利益	1,001	458
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	17	△13
親会社株主に帰属する四半期純利益	984	471

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
四半期純利益	1,001	458
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△45	4
為替換算調整勘定	△377	△99
持分法適用会社に対する持分相当額	△8	△1
その他の包括利益合計	△431	△96
四半期包括利益	570	361
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	568	373
非支配株主に係る四半期包括利益	1	△11

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,264	870
減価償却費	628	735
減損損失	—	12
のれん償却額	51	51
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△33	△14
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	13	17
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△34	△24
受取利息及び受取配当金	△18	△18
支払利息	76	17
固定資産除売却損益 (△は益)	△6	△31
投資有価証券売却損益 (△は益)	△76	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,180	1,221
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△86	△58
仕入債務の増減額 (△は減少)	30	△204
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△178	52
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	19	17
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	312	△1,528
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	△3	△16
その他	△13	66
小計	765	1,166
利息及び配当金の受取額	18	21
利息の支払額	△55	△15
法人税等の支払額	△228	△522
法人税等の還付額	177	67
営業活動によるキャッシュ・フロー	677	716

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3	—
定期預金の払戻による収入	—	122
投資有価証券の売却による収入	259	11
有形固定資産の取得による支出	△609	△1,744
有形固定資産の売却による収入	102	96
長期貸付金の回収による収入	2	26
その他	△107	△103
投資活動によるキャッシュ・フロー	△356	△1,591
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△66	△3
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△96	△81
長期借入れによる収入	3	—
長期借入金の返済による支出	△67	△48
社債の償還による支出	△15	—
自己株式の取得による支出	△6,020	△115
非支配株主への配当金の支払額	△40	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 取得による支出	—	△796
その他	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,302	△1,046
現金及び現金同等物に係る換算差額	△148	197
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△6,129	△1,724
現金及び現金同等物の期首残高	15,864	11,387
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の 増減額	—	13
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,735	※1 9,676

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結範囲の変更

当第2四半期連結累計期間の連結範囲の変更は、増加1社、減少1社であり、その内訳は次のとおりであります。

(重要性が増したため連結の範囲に含めた会社)

第1四半期連結会計期間・・・・・・1社

3D AUTO DESIGNS

(合併により連結除外した会社)

第1四半期連結会計期間・・・・・・1社

3D AUTO PROTECH株式会社

(2) 変更後の連結子会社の数

18社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社

当第2四半期連結累計期間の持分法適用範囲の変更は減少1社で、その内訳は次のとおりであります。

(連結の範囲に含めたことにより持分法除外した会社)

第1四半期連結会計期間・・・・・・1社

3D AUTO DESIGNS

(2) 変更後の持分法適用関連会社の数

3社

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58―2項(4)、連結会計基準第44―5項(4)及び事業分離等会計基準第57―4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の資本剰余金が255百万円減少しております。

(追加情報)

株式報酬制度「株式給付信託」

当社は、当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

本制度は、当社の取締役（執行役員を兼務する取締役に限り、社外取締役を除きます。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、導入したものであります。

(1) 取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める執行役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて、当社所定の基準によるポイントを付与し、執行役員の退任時に累積ポイントに応じた自社株式を株式給付信託を通じて交付するものです。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

株式給付信託に残存する当社株式を、株式給付信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第2四半期連結会計期間末において109百万円、1,014,800株です。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給料	1,362百万円	1,517百万円
賞与引当金繰入	185百万円	171百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金	9,854百万円	9,676百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△119	—
現金及び現金同等物	9,735	9,676

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年8月26日付で㈸地域経済活性化支援機構による金銭対価取得請求権行使を受け、6,020百万円で自己株式として取得したA種優先株式100,000,000株の全てにつき、平成26年8月27日付の取締役会決議に基づき消却を行っております。

この結果、当第2四半期連結累計期間において資本剰余金171百万円及び利益剰余金5,848百万円が減少し、当第2四半期連結累計期間末において自己株式が9百万円、資本剰余金が11,908百万円、利益剰余金が12,374百万円となっております。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ 前第2四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書計 上額 (注) 2
	オートモー ティブ事業	エンジニア リング事業	コンシュー マー事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,602	7,443	4,676	24,723	—	24,723
セグメント間の内部 売上高又は振替高	124	0	133	259	△259	—
計	12,727	7,444	4,810	24,982	△259	24,723
セグメント利益	1,053	193	383	1,630	△374	1,255

(注) 1. セグメント利益の調整額△374百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△373百万円、セグメント間取引消去による発生額△1百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書計 上額 (注) 2
	オートモー ティブ事業	エンジニア リング事業	コンシュー マー事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,776	5,676	4,302	22,755	—	22,755
セグメント間の内部 売上高又は振替高	169	1	176	348	△348	—
計	12,946	5,677	4,479	23,104	△348	22,755
セグメント利益	1,072	15	351	1,439	△478	961

(注) 1. セグメント利益の調整額△478百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△476百万円、セグメント間取引消去による発生額△2百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

一部事業体制の見直しにより、前第3四半期連結累計期間より、従来「オートモーティブ事業」セグメントに含まれていた解析事業等を「エンジニアリング事業」セグメントに含めております。

前第2四半期連結累計期間のセグメントについては、当該事象による変更を反映したものに組み替えて開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5.25円	1.32円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	984	471
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	984	471
普通株式の期中平均株式数(千株)	187,526	357,485
普通株式	147,629	333,781
普通株式と同等の株式	39,897	23,704
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1.35円	1.17円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	538,811	47,427
A種優先株式	459,016	—
B種優先株式	47,408	47,408
C種優先株式	32,386	—
新株予約権	—	19

- (注) 1. B種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式として同等の権利を有しているため普通株式と同等の株式としております。
2. 平成26年8月5日付で当社が取得したA種優先株式50,000,000株及びC種優先株式23,518,613株、並びに平成26年8月26日付で(株)地域経済活性化支援機構による金銭対価取得請求権行使を受け取得したA種優先株式100,000,000株の全てにつき、平成26年8月27日付の取締役会決議に基づき消却を行ったため、当第2四半期累計期間末においてA種及びC種優先株式の残高はありません。
3. 株式給付信託が保有する当社株式を「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当第2四半期連結累計期間113,324株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明 印
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池 田 賢 重 印
--------------------	-----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。